

令和6年度第3回情報公開・個人情報保護審議会  
資料



令和7年1月17日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 障がい福祉推進担当  
松本  
内 線 3 2 1 2

(変更)

登録番号	7-4-31	変更予定年月日	令和7年4月1日
------	--------	---------	----------

事務の名称	重度障害者の医療費の助成に関すること		
変更理由	令和6年度中に、デジタル庁主導の先行事業として PMH (Public Medical Hub) (※) を構築し、令和7年度より、本市が重度障害者医療費助成事業で保有する受給者情報を PMH (Public Medical Hub) に提供することとなるため。  ※PMH：マイナンバーカードを活用し、患者や医療機関等が医療費助成等の受給者情報について確認を可能とするためのシステム		
変更後の登録票	別添		
変更事項	変更前	変更後	
提供先	神奈川県後期高齢者医療広域連合	神奈川県後期高齢者医療広域連合、 <u>国</u>	
提供する項目	整理番号、該当期間	整理番号、該当期間、 <u>個人番号、氏名、住所、生年月日、性別</u>	
提供する方法	国民健康保険団体連合会システム、後期高齢者医療保険システム	国民健康保険団体連合会システム、後期高齢者医療保険システム、 <u>PMH (Public Medical Hub)</u>	

備考	本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿「7-4-31 重度障害者医療費助成情報ファイル」についても必要な変更を行う。
----	---

## 個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	障がい福祉課				
登録番号	7-4-31				
事務の名称	重度障害者の医療費の助成に関すること				
開始年月日	昭和48年4月1日				
変更年月日	令和7年4月1日				
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例、茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則				
取り扱う個人情報の範囲	障がい児者及び家族の個人情報				
個人情報を取り扱う目的	重度障害者医療費を助成するため				
	基本的事項	家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
個人情報の項目名	<input type="checkbox"/> 個人番号	親族関係	職業・職歴	資産状況	団体加入
	<input type="checkbox"/> 氏名	婚姻歴	学業・学歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	趣味・し好
	<input type="checkbox"/> 整理番号	家族状況	地位	納税状況	意見・要望
	<input type="checkbox"/> 本籍	居住状況	資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	相談記録
	<input type="checkbox"/> 国籍		成績・評価	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 健康保険情報
	<input type="checkbox"/> 住所		賞罰		<input type="checkbox"/> 該当期間
	<input type="checkbox"/> 電話番号				
	<input type="checkbox"/> 生年月日				
	<input type="checkbox"/> 年齢				
	<input type="checkbox"/> 性別				
<input type="checkbox"/> 続柄					
要配慮個人情報の取扱い	人種	病歴	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害	刑事事件に関する手続	
	信条	犯罪の経歴	健康診断等の結果	少年の保護事件に関する手続	
	社会的身分	犯罪により害を被った事実	医師等による指導・診療・調剤		
収集の相手方及び方法	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集				
事務担当課かい以外の利用する課かい	保険年金課、こども政策課				
提供先	神奈川県後期高齢者医療広域連合、国				
提供する項目	整理番号、該当期間、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別				
提供方法	国民健康保険団体連合会システム、後期高齢者医療保険システム、PMH (Public Medical Hub)				

使用する「個人情報記録」	資格台帳	電子	課税台帳(※)	電子
	請求情報管理台帳	電子	生活保護台帳(※)	電子
	身体障害者更生指導台帳	電子	国民健康保険被保険者台帳(※)	電子
	療育手帳記録簿	電子	後期高齢者医療被保険者台帳(※)	電子
	精神障害者保健福祉手帳交付台帳	電子		
	住民基本台帳(※)	電子		
備考				

令和7年1月17日

行政総務課長 様

障がい福祉課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	重度障害者医療費助成情報ファイル
変更予定年月日	令和7年4月1日
当該個人情報ファイ ルに係る個人情報フ ァイル簿	別添

備考	個人情報取扱事務登録票「7-4-31 重度障害者の医療費の助成に関すること」の変更に伴い、本個人情報ファイル簿を変更したものです。
----	---

事務担当 障がい福祉推進担当  
松本  
内 線 3 2 1 2

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	重度障害者医療費助成情報ファイル	
行政機関等の名称	茅ヶ崎市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障がい福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	重度障害者医療費を助成するため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5個人番号、6障害者手帳情報、7口座の情報、8健康保険情報	
記録範囲	障がい児者の個人情報	
記録情報の収集方法	①本人及び家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	神奈川県後期高齢者医療広域連合、国	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	茅ヶ崎市経営総務部行政総務課
	(所在地)	〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	



令和6年12月27日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 こども政策課手当給付担当  
内 線 2162

(変更)

登録番号	8-1-8	変更予定年月日	令和7年4月1日
------	-------	---------	----------

事務の名称	ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること		
変更理由	令和6年度中に、デジタル庁主導の先行事業として PMH (Public Medical Hub) (※) を構築し、令和7年度より、本市がひとり親家庭等医療費助成事業で保有する受給者情報を PMH (Public Medical Hub) に提供することとなるため。  ※PMH：マイナンバーカードを活用し、患者や医療機関等が医療費助成等の受給者情報について確認を可能とするためのシステム		
変更後の登録票	別添		
変更事項	変更前	変更後	
提供先		国	
提供する項目		<u>個人番号、氏名、整理番号、住所、生年月日、性別、家族状況、該当期間</u>	
提供する方法		<u>PMH (Public Medical Hub)</u>	

備考	本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿「8-1-8 ひとり親家庭等医療費助成事業ファイル」についても必要な変更を行う。
----	--

## 個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	こども政策課				
登録番号	8-1-8				
事務の名称	ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること				
開始年月日	平成4年4月1日				
変更年月日	令和7年4月1日				
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例				
取り扱う個人情報の範囲	ひとり親家庭等医療受給者の個人情報				
個人情報を取り扱う目的	ひとり親家庭等に医療費の一部を助成するため				
	基本的事項	家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
個人情報の項目名	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	資産状況	団体加入
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	学業・学歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	趣味・し好
	<input type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 家族状況	地位	納税状況	意見・要望
	<input type="checkbox"/> 本籍	<input type="checkbox"/> 居住状況	資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	相談記録
	<input type="checkbox"/> 国籍		成績・評価	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 健康保険情報
	<input type="checkbox"/> 住所		賞罰		<input type="checkbox"/> 該当期間
	<input type="checkbox"/> 電話番号				
	<input type="checkbox"/> 生年月日				
	<input type="checkbox"/> 年齢				
	<input type="checkbox"/> 性別				
<input type="checkbox"/> 続柄					
要配慮個人情報の取扱い	人種	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害	刑事事件に関する手続	
	信条	犯罪の経歴	健康診断等の結果	少年の保護事件に関する手続	
	社会的身分	犯罪により害を被った事実	医師等による指導・診療・調剤		
収集の相手方及び方法	①本人又は家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③国、他の地方公共団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集				
事務担当課かい以外の利用する課かい	こども育成相談課、障がい福祉課、生活支援課、保険年金課				
提供先	国				
提供する項目	個人番号、氏名、整理番号、住所、生年月日、性別、家族状況、該当期間				
提供方法	PMH (Public Medical Hub)				

使用する「個人情報記録」	茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業 福祉医療証交付申請書	電子	住民基本台帳（※）	電子
	茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業 福祉医療証再交付申請書	電子	課税台帳（※）	電子
	茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業 申請事項変更兼消滅届	電子	生活保護台帳（※）	電子
	茅ヶ崎市ひとり親家庭等医療費助成事業 医療助成費支給申請書	電子	国民健康保険被保険者台帳（※）	電子
	現況届	電子	後期高齢者医療被保険者台帳（※）	電子
	診療報酬明細書	電子		
備考				

令和6年12月27日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	ひとり親家庭等医療費助成事業ファイル
変更予定年月日	令和7年4月1日
当該個人情報ファイ ルに係る個人情報フ ァイル簿	別添

備考	個人情報取扱事務登録票「8-1-8 ひとり親家庭等の医療費助成に関すること」の変更に伴い、本個人情報ファイル簿を変更したものです。
----	---

事務担当 こども政策課手当給付担当  
坪井  
内 線 2162

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費助成事業ファイル	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等に医療費の一部を助成するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6宛名番号、7受給者番号、8続柄、9同居・別居の別、10父子・母子家庭であること、11養子縁組、12所得金額、13金融機関の口座、14生活保護、15児童扶養手当、16特別児童扶養手当、17個人番号、18健康保険情報、19該当期間、20家族状況、21本籍、22国籍、23居住状況、24職業・職歴、25病歴、26心身の機能の障害	
記録範囲	ひとり親家庭等医療受給者の個人情報	
記録情報の収集方法	①本人又は家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③国、他の地方公共団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	国	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	茅ヶ崎市経営総務部行政総務課
	(所在地)	〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル	
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	



令和6年12月27日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報取扱事務登録票変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり変更事項を反映した登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 こども政策課手当給付担当  
内 線 2162

(変更)

登録番号	8-1-9	変更予定年月日	令和7年4月1日
------	-------	---------	----------

事務の名称	小児の医療費の助成に関すること		
変更理由	<p>令和6年度中に、デジタル庁主導の先行事業として PMH (Public Medical Hub) (※) を構築し、令和7年度より、本市が小児医療費助成事業で保有する受給者情報を PMH (Public Medical Hub) に提供することとなるため。</p> <p>※PMH：マイナンバーカードを活用し、患者や医療機関等が医療費助成等の受給者情報について確認を可能とするためのシステム</p>		
変更後の登録票	別添		
変更事項	変更前	変更後	
提供先		国	
提供する項目		<u>個人番号、氏名、整理番号、住所、生年月日、性別、家族状況、該当期間</u>	
提供する方法		<u>PMH (Public Medical Hub)</u>	

備考	<p>本登録票の記載事項の変更に伴い、既存の個人情報ファイル簿「8-1-9 小児医療費助成事業ファイル」についても必要な変更を行う。</p>
----	--

## 個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	こども政策課				
登録番号	8-1-9				
事務の名称	小児の医療費の助成に関すること				
開始年月日	平成7年10月1日				
変更年月日	令和7年4月1日				
個人情報を取り扱う根拠法令等	茅ヶ崎市小児の医療費の助成に関する条例				
取り扱う個人情報の範囲	小児医療受給者の個人情報				
個人情報を取り扱う目的	小児に係る医療費の一部を助成するため				
	基本的事項	家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
個人情報の項目名	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 親族関係	職業・職歴	資産状況	団体加入
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	学業・学歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	趣味・し好
	<input type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 家族状況	地位	納税状況	意見・要望
	<input type="checkbox"/> 本籍	居住状況	資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	相談記録
	<input type="checkbox"/> 国籍		成績・評価	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 健康保険情報
	<input type="checkbox"/> 住所		賞罰		<input type="checkbox"/> 該当期間
	<input type="checkbox"/> 電話番号				
	<input type="checkbox"/> 生年月日				
	<input type="checkbox"/> 年齢				
	<input type="checkbox"/> 性別				
<input type="checkbox"/> 続柄					
要配慮個人情報の取扱い	人種	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害	刑事事件に関する手続	
	信条	犯罪の経歴	健康診断等の結果	少年の保護事件に関する手続	
	社会的身分	犯罪により害を被った事実	医師等による指導・診療・調剤		
収集の相手方及び方法	①本人又は家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③国、他の地方公共団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集				
事務担当課かい以外の利用する課かい	こども育成相談課、障がい福祉課、生活支援課、保険年金課				
提供先	国				
提供する項目	個人番号、氏名、整理番号、住所、生年月日、性別、家族状況、該当期間				
提供方法	PMH (Public Medical Hub)				

使用する「個人情報記録」	茅ヶ崎市医療証交付申請書	電子	課税台帳（※）	電子
	茅ヶ崎市医療証再交付申請書	電子	生活保護台帳（※）	電子
	茅ヶ崎市小児医療費助成申請書	電子	国民健康保険被保険者台帳（※）	電子
	茅ヶ崎市医療証交付申請事項変更届	電子		
	診療報酬明細書	電子		
	住民基本台帳（※）	電子		
備考				

令和6年12月27日

行政総務課長 様

こども政策課長

個人情報ファイル簿変更届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり変更事項を反映した個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの 名称	小児医療費助成事業ファイル
変更予定年月日	令和7年4月1日
当該個人情報ファイ ルに係る個人情報フ ァイル簿	別添

備考	個人情報取扱事務登録票「8-1-9 小児の医療費の助成に関すること」の変更に伴い、本個人情報ファイル簿を変更したものです。
----	---

事務担当 こども政策課手当給付担当  
坪井  
内 線 2162

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	小児医療費助成事業ファイル	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども政策課	
個人情報ファイルの利用目的	小児に係る医療費の一部を助成するため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6宛名番号、7受給者番号、8続柄、9同居・別居の別、10父子・母子家庭であること、11養子縁組、12所得金額、13金融機関の口座、14生活保護、15児童扶養手当、16特別児童扶養手当、17個人番号、18健康保険情報、19該当期間、20家族状況、21本籍、22国籍、23病歴、24心身の機能の障害	
記録範囲	小児医療受給者の個人情報	
記録情報の収集方法	①本人又は家族から文書、口頭により収集 ②医療機関、審査支払機関から文書、レセプトデータにより収集 ③国、他の地方公共団体及び医療保険者等から情報提供ネットワークシステムにより収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	国	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	茅ヶ崎市経営総務部行政総務課
	(所在地)	〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

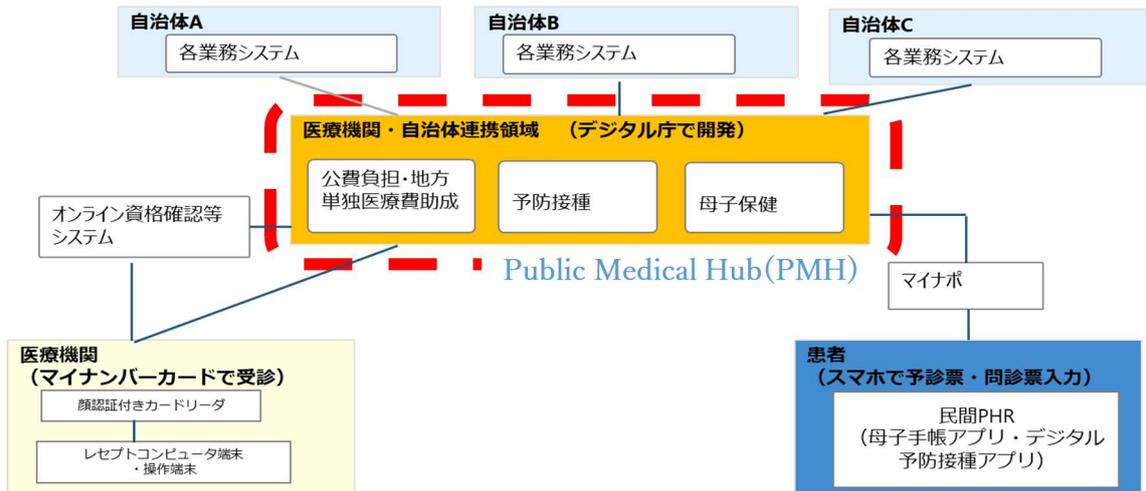
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	



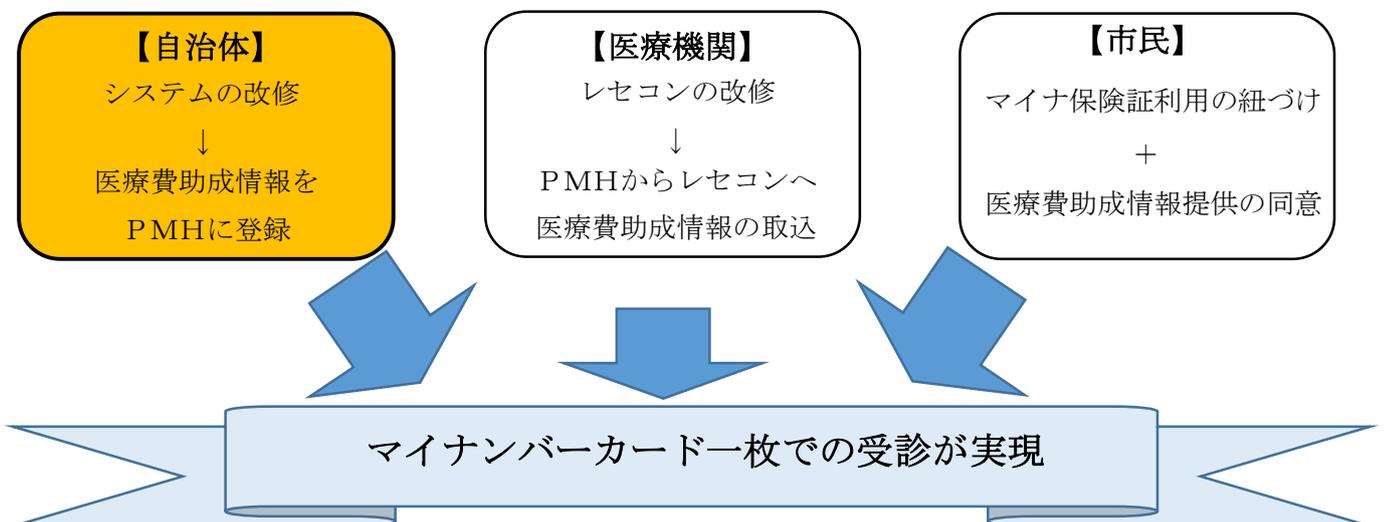
## 【PMHの概要】

- Public Medical Hubの頭文字をとってPMHと言います。
- PMHとは、自治体から医療機関及び受給者へ医療費助成情報を提供するために、デジタル庁が開発したサービスのことです。
- 自治体がこのサービスに地方単独（小児・ひとり親・重度障害）医療費助成情報とマイナンバーの情報を登録することで、それを医療機関及び受給者が閲覧することができるというものです。

## 【イメージ図】



## 【PMH事業は各主体（自治体・医療機関・市民）が取組を進めることで実現します】



## 【審議会へ報告する理由】

PMH事業を実施するためには、上記のとおり自治体としてシステム改修し、医療費助成情報をPMHに登録する必要がありますが、そのためには市で保有する個人情報を提供することになることから、本審議会へ報告するものとなります。



令和7年1月17日

行政総務課長 様

学務課長

個人情報取扱事務登録票作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第3条第1項の規定により、別紙のとおり個人情報取扱事務登録票を作成したので、届け出ます。

事務担当 教育総務部学務課  
保健給食担当  
内 線 3 3 2 6

登録番号	18-3-15	開始年月日	令和7年4月1日
------	---------	-------	----------

事務の名称	市立小学校における学校給食費の徴収に関すること
事務の概要	学校給食費の公会計化を実施することに伴い、令和7年4月1日より学校給食費徴収等管理システムを導入し、当該システムにおいて徴収対象者の氏名、住所等の基本情報のほか、口座情報等の個人情報を管理し、学校給食費の徴収事務を行う。
作成した登録票	別添

備考	本登録票において取り扱う「小学校給食費管理システム利用者ファイル」については個人情報の保護に関する法律第75条第1項に基づき個人情報ファイル簿を合わせて作成し、公表する。
----	---

## 個人情報取扱事務登録票

事務担当課かい	学務課				
登録番号	18-3-15				
事務の名称	市立小学校における学校給食費の徴収に関すること				
開始年月日	令和7年4月1日				
変更年月日					
個人情報を取り扱う根拠法令等	学校給食法、同施行令、同施行規則				
取り扱う個人情報の範囲	児童及び保護者並びに教職員の個人情報				
個人情報を取り扱う目的	市立小学校における学校給食費の徴収のため				
	基本的事項	家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
個人情報の項目名	個人番号	親族関係	職業・職歴	資産状況	団体加入
	<input type="radio"/> 氏名	婚姻歴	<input type="radio"/> 学業・学歴	収入状況	趣味・し好
	<input type="radio"/> 整理番号	家族状況	地位	納税状況	意見・要望
	本籍	居住状況	資格	<input type="radio"/> 取引状況	<input type="radio"/> 相談記録
	国籍		成績・評価	<input type="radio"/> 公的扶助	
	<input type="radio"/> 住所		賞罰		
	<input type="radio"/> 電話番号				
	<input type="radio"/> 生年月日				
	<input type="radio"/> 年齢				
	<input type="radio"/> 性別				
<input type="radio"/> 続柄					
要配慮個人情報の取扱い	人種	<input type="radio"/> 病歴	心身の機能の障害	刑事事件に関する手続	
	信条	犯罪の経歴	健康診断等の結果	少年の保護事件に関する手続	
	社会的身分	犯罪により害を被った事実	<input type="radio"/> 医師等による指導・診療・調剤		
収集の相手方及び方法	本人又は保護者から文書又は口頭により収集、学校から文書又は口頭により収集				
事務担当課かい以外の利用する課かい					
提供先	学校給食費徴収管理システム委託事業者、茅ヶ崎市長（生活支援課）				
提供する項目	すべての情報				
提供方法	文書、学校給食費管理システム				

使用する「個人情報記録」	学校給食費徴収管理システム利用者マスタ	電子	
	学齢簿	電子	
	就学援助台帳	電子	
備考			

令和7年1月17日

行政総務課長 様

学務課長

個人情報ファイル簿作成届

茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録票等に関する事務処理要綱第6条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり個人情報ファイル簿を作成したので、届け出ます。

個人情報ファイルの名称	小学校給食費管理システム利用者ファイル
当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿	別添

備考	個人情報取扱事務登録票「18-3-15 市立小学校における学校給食費の徴収に関すること」の作成に伴い、本個人情報ファイル簿を作成したものです。
----	---

事務担当 教育総務部学務課  
保健給食担当  
内 線 3326

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	小学校給食費管理システム利用者ファイル	
行政機関等の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	学務課	
個人情報ファイルの利用目的	市立小学校における学校給食費の徴収のため	
記録項目	1 氏名、 2 整理番号、 3 住所、 4 電話番号、 5 生年月日、 6 年齢、 7 性別、 8 続柄、 9 学業・学歴、 10 口座情報、 11 公的扶助、 12 相談記録、 13 アレルギーに関する情報	
記録範囲	児童及び保護者並びに教職員の個人情報	
記録情報の収集方法	本人又は保護者から文書又は口頭により収集、学校から文書又は口頭により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	学校給食費徴収管理システム委託事業者、茅ヶ崎市長（生活支援課）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	茅ヶ崎市経営総務部行政総務課
	(所在地)	〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	



保有個人情報等に係る事故報告書  
(茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会用報告書)

発生日	令和6年6月6日
発生場所	個人情報取扱委託事業者 株式会社 イセトー
発生事案	<input checked="" type="checkbox"/> 漏えい <input checked="" type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> その他 (            )
経過の報告	<p>6月6日11:40 個人情報管理責任者（選挙管理委員会事務局次長）へ報告</p> <p>6月6日11:40 個人情報上級管理責任者（選挙管理委員会事務局長）へ報告</p> <p>6月6日11:45 個人情報副統括管理責任者（行政総務課長）へ報告</p> <p>6月6日17:00 個人情報統括管理責任者（経営総務部長）へ報告</p> <p>6月7日15:15 個人情報最高管理責任者（副市長）へ報告</p>
事故等の内容、経緯、被害状況、講じた措置など	<p><b>【概要・被害状況】</b></p> <p>・令和6年6月6日（木）に、選挙に係る投票所入場整理券の印刷、封入、封緘作業を委託している株式会社イセトーから、5月26日に社内の一部サーバー及びPCへのランサムウェア感染が発生し、当該PCの内部には、本市の入場整理券の宛名データ（住所、氏名等）が記載されたPDFファイル47件が保管されていることが確認されたが、当該ファイルの外部への流出は現在調査中のため不明との報告を受けた。</p> <p><b>【原因】</b></p> <p>・サイバー攻撃</p> <p>・個人情報特記事項に定める「完了後の廃棄」の外、「再委託の禁止」「複写の禁止」が遵守されていなかったこと。</p> <p><b>【経緯】</b></p> <p>6月6日 11時35分</p> <p>・イセトー横浜支店より入電。選挙管理委員会事務局職員が本件についての説明を受ける。</p> <p>・本日14時以降に選挙管理委員会事務局へ来所するよう指示。</p> <p>同日 11時40分</p> <p>・選挙管理委員会事務局内において情報を共有。</p> <p>同日 11時45分</p> <p>・行政総務課及びデジタル推進課に状況を報告（第一報）。</p> <p>同日 15時23分</p> <p>・イセトー横浜支店社員2名が事務局へ来所し、行政総務課、デジタル</p>

	<p>推進課、防災対策課の職員が同席のもと、本件についての説明を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件についての報告書を速やかに提出するよう指示。</li> <li>・個人情報の漏えいのおそれのある対象者の特定について、早急に実施するよう指示。</li> <li>・本件について、詳細のわかる担当者から再度説明をするよう指示。</li> <li>・説明の都度、議事録の作成をするよう指示。</li> </ul> <p>6月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イセトー横浜支店から、次のとおり報告があった。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PC 61台、サーバー3台がコンピュータウイルスに感染し、PC内に、PDFファイル47件が保管されていた。正確な人数については、他にPDFファイル等が保管されているかどうかと併せ、現在調査中。</li> <li>・当該PDFファイルの外部への流出等については、外部専門機関において調査中。</li> </ul> </div> <p>7月3日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イセトー横浜支店から、次のとおり報告があった。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PC内に保管されていたPDFファイルについては次のとおり。  案件：令和5年茅ヶ崎市議会議員選挙入場整理券  件数：47通（66名） ※パスワードあり</li> <li>・現時点において、当該PDFファイルの外部への流出等は確認されていない。</li> </ul> </div> <p>7月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当委員会及び委託先からの通知文書を同封し、個人情報の漏えいのおそれのある66名に対し、通知（郵送）した。</li> </ul> <p><b>【再発防止策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の破棄完了に係る報告書の提出を別途求める。</li> </ul>
<p>担当者名</p>	<p>所属 選挙管理委員会事務局 (矢野・鈴木)  内線 3251、3252</p>
<p>備考</p>	<p>添付 記者発表資料</p>

茅ヶ崎市記者発表資料  
2024年6月7日  
選挙管理委員会事務局 次長 仲手川 武  
電話0467(82)1111 内線3259

### 委託業者におけるコンピューターウイルス感染について

投票所入場整理券の作成を委託している株式会社イセトーから、サイバー攻撃によりコンピューターウイルスに感染し、個人情報流出のおそれがある事案が発生したと報告がありました。

#### 流出のおそれのあるデータ

令和5年4月執行の統一地方選挙における投票所入場整理券の宛名データ（住所・氏名） 47件（現在調査中のため正確な数字は不明）

※現時点で、第三者への流出は確認されておられません。

#### 経過

5月26日 株式会社イセトーが身代金要求型ウイルス・ランサムウェアの被害を受けました。

6月6日 株式会社イセトーの社内調査の結果、個人情報を含むデータが流出したおそれがあることが分かり、選挙管理委員会事務局に報告がありました。

#### 今後の対応

株式会社イセトーに対し、流出の有無の確認をするとともに、速やかな社内調査の実施、報告と適切な対策を求めています。



# 不正アクセスによる個人情報漏えいに関する お詫びとご報告

2024年10月4日

[TOP](#) > [お知らせ](#) > [不正アクセスによる個人情報漏えいに関するお詫びとご報告](#)

2024年7月3日付当社ホームページにて公表いたしましたとおり、2024年6月18日に攻撃者グループのリークサイトにおいて公開された当社より流出した情報の中に、一部のお取引先様の顧客の大切な個人情報が含まれていることが判明しました。お取引先様をはじめご本人様におかれましても多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

今般、外部専門家によるフォレンジック調査が完了いたしましたので、下記のとおり事態の概要及び原因、ならびに再発防止に向けた取り組みについてお知らせいたします。

## 1. 概要

2024年5月26日、悪意のある攻撃者による不正アクセスを受け、当社の情報処理センター及び全国営業拠点の端末やサーバがランサムウェアによって暗号化された事を確認いたしました。2024年6月18日には攻撃者グループのリークサイトで、攻撃者が窃取したとされる情報を公開するためのダウンロード用URLが掲載されました。

ダウンロード用URLから公開された情報は調査の結果、当社のサーバから流出したものであり、一部のお取引先様の顧客に関する個人情報が含まれている事が判明しました。ダウンロードファイルは2024年10月4日現在消失しており、ダウンロードができないことを確認しております。

## 2. 原因

VPNからの不正アクセスにより当社ネットワークに侵入した攻撃者によって、当社が一部のお取引先様の受託業務の作業工程で発生した帳票データや検証物の一部の情報が窃取されました。当該情報を取り扱ってはならないサーバに作業の効率を図るため便宜的に保管し、また業務終了後には速やかに削除すべきデータを削除することができておりませんでした。当社の情報の取り扱いが原因で、攻撃者によるデータの窃取を許すこととなり、多大なご迷惑をおかけすることになりましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

なお、現時点で、本件に起因する個人情報を用いた不正利用等の二次被害については、確認されておりません。引き続きお取引先様名、または当社名を騙る不審な電話や郵便物等による勧誘や詐欺には十分にご注意いただき、不審に思

われた場合は最寄りの警察にご相談いただくようお願い申し上げます。

### 3.再発防止策

侵入経路となりましたVPNを使用しない体制とし、さらに認証強化を図り不正アクセスが起こらない環境を構築いたします。環境構築までの間は外部ネットワークとの接続を制限し業務対応を行います。

受託業務におけるデータの取り扱いについては管理区域外へデータの移送ができない環境を構築し、業務上必要なデータについては、保管期限など取り扱いルールを明確に定め業務終了後にデータを確実に削除します。そして、これらのルールが遵守されるよう監査を徹底してまいります。

また、社員に対して個人情報を含む情報セキュリティに関する教育とルール遵守に関する研修を行い、再発防止の徹底を行います。

この度のサイバー攻撃を受け、個人情報の漏洩と被害が拡大してしまったことを深くお詫び申し上げます。当社の対応により、皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを心より反省しております。再発防止に向けて、全社を挙げて情報セキュリティ体制の構築と強化徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

[TOP](#) > [お知らせ](#) > [不正アクセスによる個人情報漏えいに関するお詫びとご報告](#)

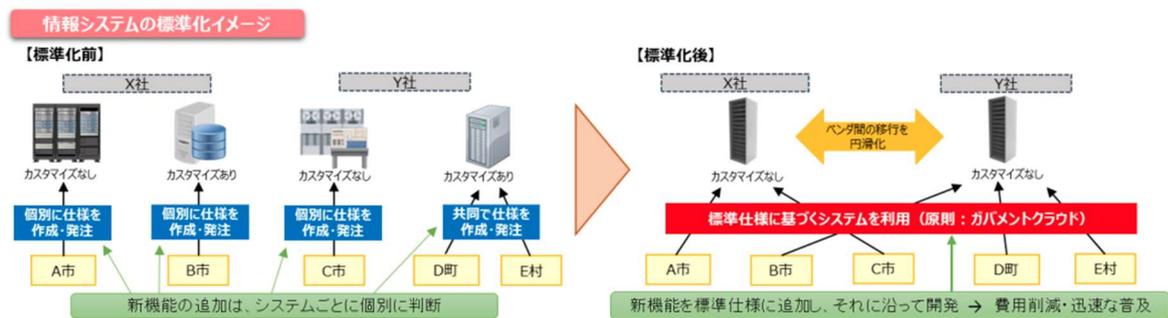
## 自治体システム標準化の概要と茅ヶ崎市の取り組みについて

### 1 背景

自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、維持管理や制度改正時の改修等の自治体の負担増、情報システムの差異の調整が負担となりクラウド利用が進まない、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいなどの課題が発生している。このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務の20業務について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（標準化法）」が成立し、全国的な取り組みを進めていくこととなった。

### 2 目的

- ・標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築する。
- ・令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。



### 3 茅ヶ崎市の標準化対応

令和5年度からシステムベンダの選定等を本格的に開始し、令和6年度に茅ヶ崎市の移行方針、標準準拠システムベンダの選定（別紙参照）及び標準化に向けた各種準備作業を行い、令和7年度からはガバメントクラウド上へのシステム構築及び移行準備等を進めていく予定となっている。なお、標準準拠システムへの移行日は一部のシステムベンダを除き、令和8年1月を予定している。

### 4 標準化に伴う重点項目評価書の変更箇所

標準化に伴い、18業務のシステムの設置場所が自庁内のサーバーーム内からガバメントクラウドに変更になる。ガバメントクラウドについては、デジタル庁が調達を行い、全国の自治体が共通的に利用するクラウド環境である。そのため、重点項目評価書でガバメントクラウドに関する箇所については、デジタル庁が作成した内容を基に追記している。

## II 特定個人情報ファイルの概要

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>※従前の記載がある場合、ガバメントクラウド完全移行前まで(従来のサーバーが並行して稼働している間等)は当該記載を残す。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li><li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li></ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	
<p>※従前の記載がある場合、ガバメントクラウド完全移行前まで(従来のサーバーが並行して稼働している間等)は当該記載を残す。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	

### Ⅲ リスク対策

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		<p style="color: red;">※従前の記載がある場合、ガバメントクラウド完全移行前まで(従来のサーバーが並行して稼働している間等)は当該記載を残す。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  <b>【物理的対策】</b>            ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。            ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p><b>【技術的対策】</b>            ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。            ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。            ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。            ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。            ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。            ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。            ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。            ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p style="color: red;">※従前の記載がある場合、ガバメントクラウド完全移行前まで(従来のサーバーが並行して稼働している間等)は当該記載を残す。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            特定個人情報が消去されずいつまでも存在し続けるリスク            データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		



別紙：業務別システムベンダー一覧

業務名	担当課かい	システムベンダ名	移行予定日
住民記録	市民課	日本電気	令和8年1月
印鑑登録	市民課	日本電気	令和8年1月
戸籍	市民課	富士フイルムビジネス イノベーション	独自クラウドに移行済 み
戸籍の附票	市民課	富士フイルムビジネス イノベーション	独自クラウドに移行済 み
軽自動車税	収納課	日本電気	令和8年1月
個人住民税	市民税課、収納課 (収滞)	日本電気	令和8年1月
法人住民税	市民税課、収納課 (収滞)	日本電気	令和8年1月
固定資産税	資産税課、収納課 (収滞)	日本電気	令和8年1月
国民健康保険	保険年金課	日本電気	令和8年1月
国民年金	保険年金課	日本電気	令和8年1月
後期高齢者医療保険	保険年金課	富士通 Japan	令和8年度以降
生活保護	生活支援課	日立システムズ	令和8年1月
障害者福祉	障がい福祉課	富士通 Japan	令和8年度以降
介護保険	介護保険課、高齢 福祉課	富士通 Japan	令和8年度以降
児童手当	こども政策課	富士通 Japan	令和8年度以降
児童扶養手当	こども政策課	富士通 Japan	令和8年度以降
子ども・子育て支援	保育課	富士通 Japan	令和8年度以降
健康管理	健康増進課、こども 育成相談課	日本コンピューター	令和8年1月
選挙人名簿管理	選挙管理委員会	ムサン	令和8年1月
就学	学務課	内田洋行	令和8年1月

※グレーアウトしている業務は今回の審議対象外となります